

# 9月定例会・ぬま健司の大綱質疑と答弁概要（2021年8月25日）

## 令和2年度古賀市一般会計決算の認定について

**（ぬま）決算の特徴と財政状況の評価**・・・今回の決算の大きな特徴は何か。一般会計の実質収支は14億7277万8千円の黒字となっているが、財政状況をどう評価しているか。今後の財政見通しはどうか。市長は2020年9月議会でも「大きな事業に着手する余力がある」と述べていたがその認識は今も変わらないか。中期財政見通しを9月議会に提出できないか。

**（総務部長）**大きな特徴は、新型コロナウイルス感染症に対応するための経費が多くなっており、歳入・歳出ともに大きく増額となり、過去最高額の決算になった。実質単年度収支が約9億円となっており、新型コロナウイルス感染拡大の中、健全財政を維持できたと考えている。令和2年度の決算の状況等を踏まえながら、現在、例年公表している中期財政見通しを作成している。社会保障経費等が増加しておりますので、「市の財政状況が厳しくなりつつある」との認識は変わっていないが、「大きな事業に着手する余力がある」という認識も変わっていない。

**（市長）**大きな事業に着手する余力があるという認識も、市の財政が厳しくなりつつあるという認識も変わっていない。コロナ禍が国家の財政運営に影響を与えることはありうるので注視しながら市政運営を進めることが大切。

**（財政課長）**中期財政見通しを9月議会に提出するのは事務量的に難しい。決算認定をいただき予算編成と一緒に説明するのでこれが適切なタイミング。

**（ぬま）予算区分の評価**・・・2020年度は歳入、歳出ともその性質ではなくコロナ対策に起因するものはすべて4款衛生費に区分した。4款は83億8500万円に膨らみ前年度の5.7倍となった。しかし、今回の決算概要説明書の目的別歳出決算の総務費と衛生費の金額は決算書の金額と大きな差がある。決算統計上は区分の統一が必要だったのではないか。2020年度における予算の区分の評価と今後の区分方針を伺う。

**（総務部長）**新型コロナウイルス感染症に対応するための地方自治体の予算区分については、地方自治体の実情に応じて、各地方自治体が判断できることになっている。一方、地方財政状況調査いわゆる決算統計では、国が地方自治体の財政状況を調査するものであり、一定のルールが国から示され、それによる分析を行うことになっていることから、地方自治体の予算区分と、決算統計の予算区分は別の物と捉えている。

また、平成31年度から新たに発生した新型コロナウイルス感染症に対応する経費の予算区分を決算統計の予算区分と統一させることは困難であり、統一させる必要もないと考えている。令和2年度については、消毒液等の額の小さなものから新型コロナウイルス感染症に対応するための経費を4款に計上したことから、新型コロナウイルス感染症に対応するための経費の総額を示すことができたことは良かったと考えている。しかしながら、令和2年5月に新しい生活様式が国から示され、新型コロナウイルス感染症を日常生活の中に取り入れるということが示されたので、令和3年度予算からは、ワクチン接種等の新型コロナウイルス感染症に直接関連する事業のみを4款に計上することにしており、今後も同様にしたいと考えている。

**（市長）**市の区分と国の決算統計は別のものと捉えている。危機対応における緊急的な取り扱いだったかと言われればそれはそうだ。コロナ関連をすべて4款に区分することが常態化することはない。今後は直接コロナ対応に関連するもののみを4款に区分する。

**（ぬま）総合計画コンサル委託の評価**・・・コロナの影響で策定作業は大きな影響を受けた。一方でコンサル委託料1483万9千円は執行された。この委託料にふさわしい業務量と評価しているか。またそれを示す成果品や業務記録はあるか。コンサル契約が総合計画策定の縛りになっていないか。コンサル依存になりきっていないか。丸投げはないか。

**（総務部長）**新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、策定作業のスケジュールの変更を余儀なくされたが、コンサルタントの業務量については、大きな変更はなく、委託料にふさわしい業務内容であったと考えている。成果品は、業務の中間報告書を提出させている。また、業務に伴い必要な記録は、受託事業者において作成している。

**（市長）**委託料は業務量にふさわしいと考えている。報告書の内容はもとより、報告書に表れない業務も非常に多くやってもらった。策定の際のワーキングチームの研修や、ヘルプデスクという庁内の体制の業務など様々やってもらった。コンサルの依存という指摘は当たらない。主体的に策定している。職員も汗を流している。追い込まれているわけではない。

**（ぬま）健康づくりの評価**・・・コロナ対策を予防健診課（当時）に集中したことで、健康づくりの成果指標に与えた影響をどう評価しているか。市民の健康課題の変化を把握できているか。コロナによって危機になったのではなく、日常普段の弱さが対策なしを招いた。地区担当保健師、子ども健診が実現しないこと。2係長の兼任の影響がないはずがない。民間との協働の方が健康を守れるのではないかと、現状の古賀市に希望を持っていないという気持ちすら芽生えている。抜本的対策を。

**（総務部長）**一昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大により、健診を控える等による成果指標に与えた影響はあったが、業務が集中したことによる影響はないものと考えている。市民の健康課題については、新型コロナウイルス感染症の影響で外出自粛や医療機関の受診控え等により、フレイルの進行や認知機能の低下など様々な健康課題の変化が見えてきている。

**（市長）**業務が集中したことによる影響はない。しかし、コロナ禍による行動変容により健康課題に影響を与えたことはあると思っている。コロナ禍における高齢者の健康増進については、担当も知恵を絞り動画を作ってYouTubeで配信したり、紙ベースで提供したり新たな取り組みを1年半に矢継ぎ早にやってきてくれた。市の高齢者対策はしっかり取り組んでいる。

従前の水準が現在につながった。健康づくりは担当中心に先駆的に取り組んできた。見えた課題を今後の取組につなげたい。

**（ぬま）決算「見える化」の評価**・・・施政方針の結果の「見える化」について、市長は昨年9月議会で「わかりやすいものとなるよう取り組みたい。もう少し時間を」と答弁した。本会議初日では従来通り決算大要を口頭で述べただけだった。成果報告書の中にある「施政方針の総括」を読み上げ、記録に残すことをしなかったのはなぜか。決算審査とアクションプランの関係はどうか。

**（総務部長）**「主要な施策の成果報告書」に施政方針の総括を盛り込むとともに、わかりやすさを重視したりニューアルを行い、議会へ提出させていただくことで施政方針の結果の「見える化」に取り組んだ。「主要な施策の成果報告書」は、地方自治法第233条第5項により、決算を議会の認定に付するにあたり提出が義務付けられた公文書であり、記録に残ることとなる。

**（市長）**成果報告書は法に基づいて義務付けられた公文書であり記録に残る。議員の指摘は拝聴させていただいた。

**（経営戦略課長）**アクションプランは毎年度ローリングし、次年度の予算案に付随する資料として示す。決算との関係は、確定的には言えない、拝聴させていただき検討したい。